

森林環境譲与税を活用した取組



里山再生支援事業

目的

里山林の有する水源涵養機能や生物多様性保全機能等の高度発揮に資するため、荒廃した竹林の再生等の取組を支援する。

【事業内容等】

竹林整備	<ul style="list-style-type: none">・ 放置竹林の皆伐、植栽、下刈り、除伐・ 下刈り及び除伐の対象林齢は、原則5年生までとする。	(補助額) 事業に要する 経費の100% 以内
里山林整備	<ul style="list-style-type: none">・ 枯死木等の抜き伐り・ 伐採等により、森林として成林する見込みがなくなった箇所については、植栽を行うことができる。	
歩道整備	上記に付随する歩道の作設又は修復。	

【事業実績】

事業区分		事業量	補助額
竹林整備	竹林改良	3.08ha	22,650千円
	下刈り	4.84ha	1,514千円
	除伐	3.26ha	552千円
里山林整備	下刈り	0.24ha	46千円
合計			24,763千円

(注) 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

【施業の状況（竹林改良）】



施業前

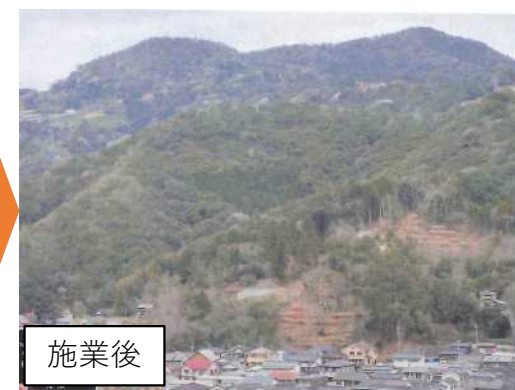


施業後

谷地区



施業前



施業後

枝川地区